



筑紫女学園大学リポジット

Support for the Opportunity and Local
Development in a Remote Coal Island :
New-horizon of Partial Revision to Remote Islands
Development Act

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2014-03-26 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 小川, 直樹, 川崎, 孝明, OGAWA, Naoki, KAWASAKI, Takaaki メールアドレス: 所属:
URL	https://chikushi-u.repo.nii.ac.jp/records/284

炭鉱離島における場づくり支援と地域振興策

—改正離島振興法の新地平—

小川 直樹・川崎 孝明

Support for the Opportunity and Local Development in a Remote Coal Island
—New-horizon of Partial Revision to Remote Islands Development Act—

Naoki OGAWA, Takaaki KAWASAKI

はじめに

- 1 離島振興法改正と場づくり支援の必要性
 - (1) 離島振興法改正の背景
 - (2) 2013（平成25）年法改正の概要
 - (3) 離島における場づくり支援の必要性
- 2 炭鉱離島をめぐる地域振興策
 - (1) 離島をめぐる地域振興政策の動向
 - (2) 地域おこし協力隊の創設
- 3 長崎県における場づくり支援の現状とその問題点
 - (1) 場づくり支援の現状
 - (2) 地域おこし協力隊員の活動状況
 - (3) 場づくり支援の問題点

おわりに

はじめに

わが国では近い将来、超高齢化社会を迎えるにあたり、現在は社会保障制度の抜本改革に関する議論をはじめ、3.11の震災以降、地域再生をいかに進めていくのかというまちづくりに関する議論も並行して行われている。私たちはこれまで高度経済成長を支えてきた第二次産業、特に炭鉱を支えた生活者に目を向け、そのなかでも離島でいまなお生活する高齢者の生活課題について研究を進めている。炭鉱離島の生活課題は決して特異なことではなく、近い将来全国的に出現する諸問題であり、時間軸として早期に炭鉱離島であらわれているというのが、筆者の基本的な視点である。

これまでの研究では高齢者の生活支援をめぐる、地域のネットワーク形成過程に関する考察を行ってきた^①。しかしながら、人口減少や島内住民の高齢化によって地域がさらに衰退してしまっ
ては、いかに高齢者支援の議論も重ねても解決の糸口はみづかりにくいのが現状である。また、世代を超えた人的交流（子どもから高齢者）あるいは地域外との人的交流（島内と島外）が積極的に進まなければ、当該地域の活性化の実現はほど遠いと考えられる。

そこで本稿では、これまでの研究対象地である長崎市高島・伊王島・池島の3島をめぐる場づくり支援をどのような形で実現していくことで地域が活性化していくのか、若干の検討を試みることにしたい。この背景には、最近離島をめぐる法律改正が行われ、これまでの離島に対する捉え方が変化してきていることが指摘できる。離島を取り巻く状況が変化するなかで、行政が示す離島振興策の方向性を確認し、調査対象地の3島にどのような変化が生じているのか、明らかにしていきたい⁽²⁾。

1 離島振興法改正と場づくり支援の必要性

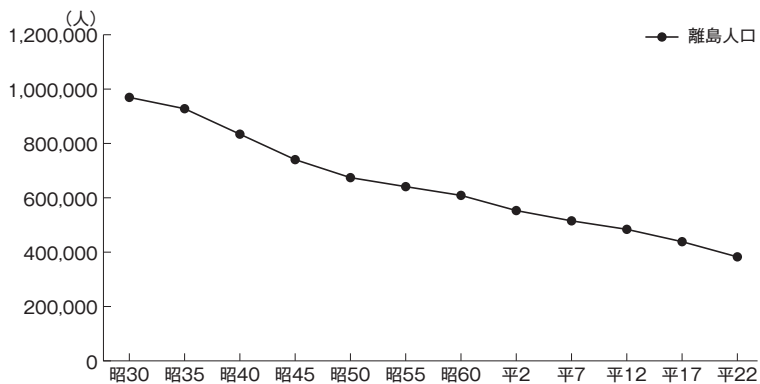
(1) 離島振興法改正の背景

離島振興法の一部を改正する法律（以下、改正離島振興法）は、第180回国会に提案され、その後審議を経て2012（平成24）年6月27日に公布、2013（平成25年）4月から本格施行されることとなった。離島振興法は、1953（昭和28）年に議員立法により制定され、それ以降10年ごとに議員立法により改正されてきた。

離島地域の人口は、離島振興法が制定された直後の1955（昭和30）年には約96万人であったが、2010（平成22）年では約39万人まで激減している（図1参照）。人口減少の主要因は、離島に十分な雇用吸収力がなく、離島で生まれた子どもたちが社会に出るときは本土に出て行ってしまったことにあると指摘される⁽³⁾。1960（昭和35）年では約1万7千人の出生があり、約1万1000人の自然増であったが、転出者が約5万人もあり、約1万7千人の社会減であった。転出者数はさらに増え、1970（昭和49）年には転出者数約10万6千人となった。その後、転出者は徐々に減少し、社会減は縮小しつつあるが、高齢化が進展し、出生数が急減したことにより、今や自然減が拡大しつつある（図2参照）。

今回の改正離島振興法は、このような離島における社会状況の変化を踏まえたものであった。

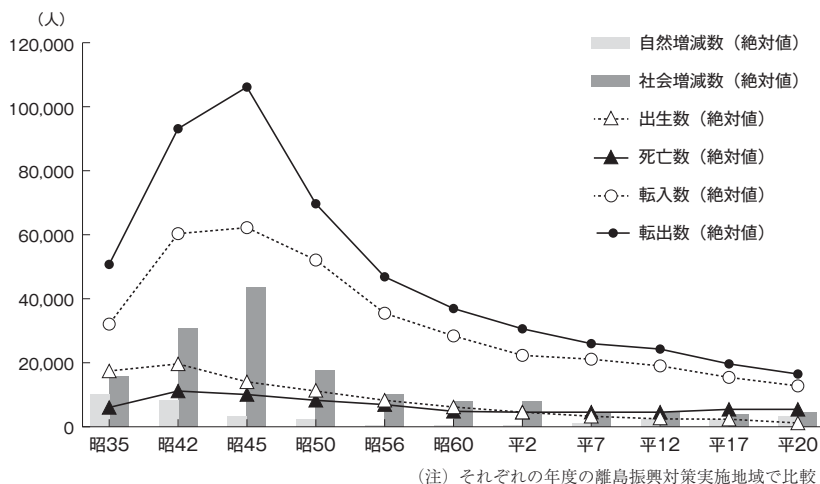
図1 離島の人口推移



(注)それぞれの年度の離島振興対策実施地域で比較

出典：国土交通省国土政務局「離島振興法の改正について」『季刊しま』No. 231（2012年）29頁

図2 離島の自然・社会増減の推移



出典：国土交通省国土政務局「離島振興法の改正について」『季刊しま』No. 231 (2012年) 29頁

(2) 2013 (平成25) 年法改正の概要

今回の改正離島振興法では、目的規定に「居住する者のない離島の増加及び離島における人口の著しい減少の防止」を掲げ、併せて「定住の促進」を明記した(1条)。またとして新たに基本理念及び国の責務を規定し(第1条の2)、国は離島振興施策が「居住する者のない離島の増加及び離島における人口の著しい減少の防止並びに離島における定住の促進が図られること」等を旨として講ぜられなければならないという基本理念にのっとり、「離島の振興のため必要な施策を総合的かつ積極的に策定し、及び実施する責務を有する」こととされた。

離島の無人化や著しい人口減少を防止するには、離島の自立的発展を促進し、生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、地域間交流を促進し、定住の促進を図る必要がある。かつての離島施策は、その条件不利性に鑑み、産業基盤及び生活環境等の整備を強力に推進することが中心であったが、その後併せて産業振興施策や地域における創意工夫を生かした施策も加わってきた。

今回の改正では、就業促進、介護サービスの確保、人材の確保・育成等が基本方針に新たに追加され、また、離島の活性化に資する事業を推進するための離島活性化交付金等事業計画が新たに規定されるとともに、産業、生活、防災等定住を支える各般にわたる改正がなされるなど、ソフト施策等に関して新たな追加がなされた。

【主な改正点】

1. 目的規定の充実(1条)
2. 基本理念・国の責務の新設(1条の2)
3. 実施体制の強化等(3条および4条、21条の3)
4. 基本方針・振興計画・基本的施策の充実(3条および4条)
5. 財政・税制上の措置、離島活性化交付金等の交付(6条および19条)
6. 離島特区制度の整備(18条の2)

(3) 離島における場づくり支援の必要性

離島を取り巻く近年の状況は先述したように、人口の流出に歯止めがかかるとなく、それに拍車をかけて少子高齢化の波が一気に押し寄せている。このような状況下に置かれた離島にあって、そこで暮らす生活者にとって、人々の多様な関心や想いを紡ぎ、人々をつないでいく対話や交流の「場づくり」が鍵を握ることになる⁽⁴⁾。場づくりの効果として、「[場]を通じて人の縁(つながり)や地域の輪が生まれ、活動や事業(アクションやプログラム)、また、組織が生み出されてくる」とされ、さらに「プロセスを通じた市民性の涵養、市民の主体性や地域当事者の育みが進むことが期待される」⁽⁵⁾という。

筆者がこれまで行ってきた研究調査においては、いまなお残る炭鉱文化の影響によって、それまでの企業主体の町行事の開催等と異なり、地域住民主体で何かを生み出していく土壌がそもそも培っていない現実も垣間見てきた。そのような土地柄では今後、島で生活を維持・継続するためのネットワークを構築していく必要性は言うまでもなく、これまで以上に住民同士の場づくりが重要になってくるのである。

2 炭鉱離島をめぐる地域振興策

(1) 離島をめぐる地域振興政策の動向

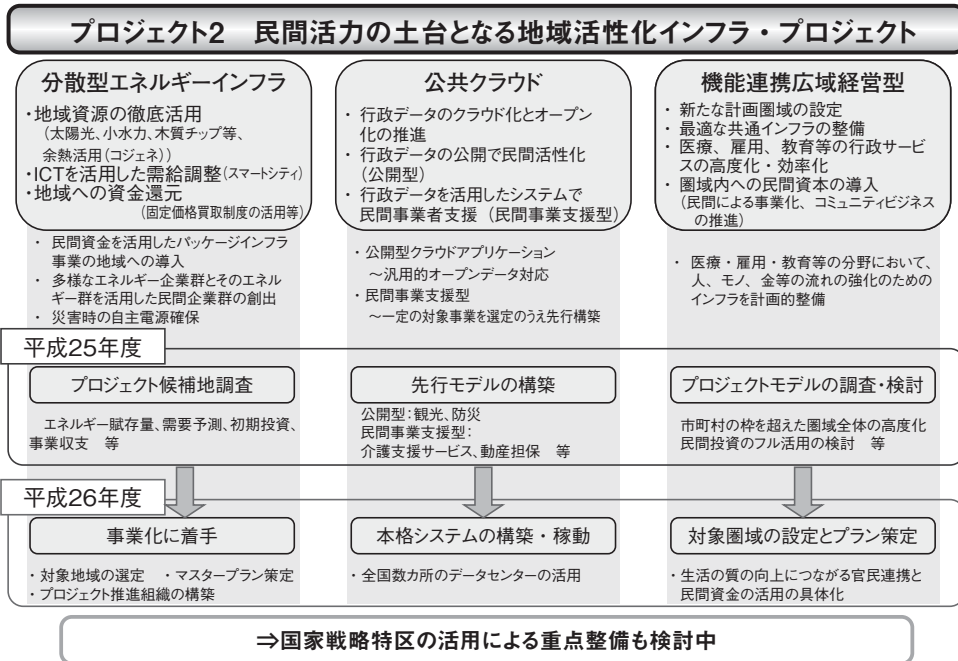
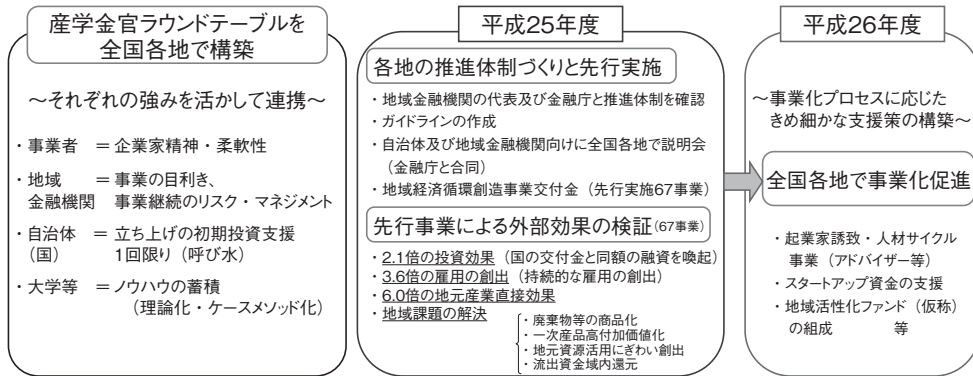
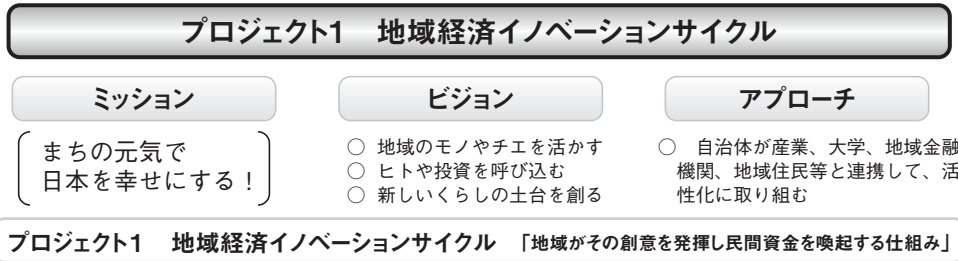
総務省は2013(平成25)年2月8日に、日本経済の再生に向けて地域の元気を創造し、地域活性化の視点から見た成長戦略を構築するため、省内横断的な推進体制として、総務大臣を本部長とする「地域の元気創造本部」を設置した。主な活動内容は、地域の元気を創造する施策の企画立案・推進や情報の共有について検討を行うこととされている。具体的には、地域資源と地域資金を自治体が核となって結びつけ、地域の元気事業を起こしていく「地域経済イノベーションサイクル」の全国各地での展開や地域の主体的な計画に基づき、地域活性化に直結するような新しい公共事業のあり方等について、有識者から幅広く意見を聞くことを主な活動内容とする「地域の元気創造有識者会議」を開催する⁽⁶⁾。推進内容は図3のとおりである。

また、総務省内で地域力創造グループを組織し、時代の動きに即応し、常に新たな政策を企画・立案し、地域の元気創造プランの推進、定住自立圏構想の推進、過疎地域等条件不利地域の自立・活性化、人材力の活性化・交流・ネットワークの強化、都市から地方への移住・交流の推進、地域情報化の推進、国際交流・国際協力などの重要な課題に地方公共団体が積極的に対応していけるよう支援を行うこととした。

(2) 地域おこし協力隊の創設

人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域力の維持・強化を図るためには、担い手となる人材の確保が特に重要な課題となっている。一方、生活の質や豊かさへの志向の高まりを背景として、豊かな自然環境や歴史、文化等に恵まれた地域で生活することや地域社会へ貢献することについて、いわゆる「団塊の世代」のみならず、若年層を含め、都市住民のニーズが高まってい

図3 地域の元気創造プラン



出典：総務省「地域の元気創造本部」ホームページ

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/chiiki_genki.html

ることが指摘されるようになってきている。そこで人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住・定着を図ることは、都市住民のニーズに応えながら、地域力の維持・強化にも資する取組であり、有効な方策と考えられる。このようなことを踏まえ、

総務省として、「地域おこし協力隊」の積極的な推進を図ることとした。

地域おこし協力隊は2009（平成21）年から設置されているが、概要は以下のとおりである。

① 事業概要

地方自治体が都市住民を受け入れ、地域おこし協力隊員として委嘱し、一定期間以上、農林漁業の応援、水源保全・監視活動、住民の生活支援などの各種の地域協力活動に従事してもらいながら、当該地域への定住・定着を図る取組について、地方自治体が意欲的・積極的に取り組むことができるよう、総務省として必要な支援を行う。

② 地域おこし協力隊員

地域おこし協力隊員は、おおむね1年以上3年以下の期間、地方自治体の委嘱を受け、地域で生活し、農林漁業の応援、水源保全・監視活動、住民の生活支援などの各種の地域協力活動に従事する者をいう。

③ 地方自治体

地方自治体は設置要綱等を策定した上で広報・募集等を行い、地域おこし協力隊員とする者を決定し、当該者を地域おこし協力隊員として委嘱し地域協力活動に従事させる。また事業実施にあたっては、全国的な地域づくり推進組織、NPO法人や大学等と連携することが望ましい。

④ 総務省

総務省は、地域おこし協力隊の推進に取り組む地方自治体に対して、必要な財政上の支援を行うほか、都市住民の受入れの先進事例・優良事例の調査やこれらの事例の地方自治体への情報提供等を行う。

隊員が行う地域協力活動とは、「地域力の維持・強化に資する活動をいい、おおむね次に例示するものとするが、その具体的内容は、個々人の能力や適性及び各地域の実情に応じ、地方自治体が自主的な判断で決定するもの」⁽⁷⁾とされている。

3 長崎県における場づくり支援の現状とその問題点

(1) 場づくり支援の現状

① 3島（高島・伊王島・池島）の地域活性化を目指した組織づくり

長崎県は先述した離島振興計画を踏まえ、「地域発の地域づくり推進事業」を実施している。本事業の対象地域は県内全域とし、実施期間は2012（平成24）年度から2014（平成26）年度の3年間としている。概要は次のとおりである。

【目的】

地域の方々と一緒になって地域課題の解決策について徹底的に議論し、そのために必要なプロジェクトの立上げや県施策への反映を目的として「こぎ出せミーティング」を実施する。

【事業概要】

ア 開催単位：長崎、県央、島原、県北、五島、壱岐、対馬の7つの振興局単位で実施。

- イ 開催回数：各振興局単位で年4回程度実施（うち1回は、振興局長の求めに応じ必要に応じて知事が出席）。
- ウ テーマ：当面する地域課題（産業振興と雇用の創出、まちづくり等）について、関係市町とも協議した上で各振興局長が決定する。
- エ 課題解決に向けた県の対応：
 - 地域づくり活動事業費により、各振興局単位で必要な事業を出来るものから実施するとともに、21世紀まちづくり補助金をはじめとする既存の各部の予算を活用して、地域の取組を支援。戦略性が高く波及効果が大きいプロジェクトの展開が見込める場合は、各部を通じ予算要求を実施。
- オ 事業費：2012（平成24）年度 1270万円

本事業のなかで取り組む「こぎ出せミーティング」は、2012（平成）24年7月に長崎市の合併周辺地域の定住促進策をテーマに、UJI ターン関係者や地域づくり関係者などの参加を得て約6回協議を行い、2013（平成25）年3月に最終企画案の協議を実施した。その後、このミーティングを契機としてさらに地域活性化を進めることを目的に有志が集い、NPO 法人「長崎アイランドアクト3」を設立し、同年9月に長崎県から認可された。このNPO 法人の発起人は伊王島住民であるが、隣接する高島や池島を含め、3島交流による定住促進策に基づいて地域活性化を進めようというのがNPO 法人設立の目的である。

まだNPO 法人が設立・認可されて日も浅いことから、今後3島（高島・伊王島・池島）の地域資源をどのように開発し活性化させるのか、見守る必要がある。

② 長崎市における地域振興策の取組み

長崎市は2013（平成25）年2月に、「平成25年度・長崎市重点化方針」を打ち出した。この「平成25年度長崎市重点化方針」は、長崎市第四次総合計画を推進し、めざすべき将来の都市像の実現に向けて、平成25年度において長崎市がめざすべき目標とその達成のために重点的に取り組むべき戦略を定めたものである。組織横断的に取り組むべき重点プロジェクト・重点事業については、各局長・政策監において戦略をもって着実な推進を図ることとしており、また、各部局等においては、それぞれ定めた重点的取組みに基づき、各事業に取り組むこととしている。

そのなかで、長崎市が取り組む離島振興策については、「離島や過疎地域においては引き続き人口減少と高齢化が進行し、従来からの課題であった雇用の場の確保と定住人口の拡大に加え、コミュニティの維持・地域の活力の低下が課題となっている。そこで、このプロジェクトでは、合併時に策定した市町村建設計画を補完する地域振興計画を地域住民とともに策定し、地域の個性を生かした地域振興策を推進するとして、次の取組方針を定めている。

【地域振興プロジェクトの概要】

市町村合併後、合併地区においては行政機能の集約化による人口減少はあったものの、長崎市

都心部のベッドタウン的な地区にあつては人口減少傾向も逡減している状況である。一方、離島や過疎地域においては引き続き人口減少と高齢化が進行し、従来からの課題であった雇用の場の確保と定住人口の拡大に加え、コミュニティの維持・地域の活力の低下が課題となっている。

そこで、このプロジェクトでは、合併時に策定した市町村建設計画を補完する地域振興計画を地域住民とともに策定し、地域の個性を生かした地域振興策を推進する。

【平成25年度の取組方針・主な取組み】

ア 取組方針：

地域振興計画の早期事業化に努める。住民の参画をさらに促し、住民と協働で地域の個性を生かしたまちづくりを推進する。

=伊王島地区=

- i) 伊王島地区における特産品の加工所・体験室・情報交流スペース等の施設整備を行い、活性化を進める。関連事業として、離島・過疎地域振興対策事業費（伊王島地区活性化交流拠点施設）として2千万円。
- ii) 地域おこし協力隊と住民との連携を推進するとともに、合併地区が持つ個性や魅力を生かした取組みを行う。虹色のまちづくり推進事業費として858万円。

そのほかにも長崎市協働事業として、次の形態が事業化されている。

【高島】

- i) 事業名：「UMIBOUZ IN 高島」 担当課：地域振興課 協働形態：実行委員会
事業の相手方：高島地区活性化イベント実行委員会
事業の概要：高島海水浴場の知名度を向上させ、夏休み期間中、高島での海水浴を楽しむイベントを開催し交流人口の拡大に努め、地域の活性化を図る。内容は毎週日曜日にイベント（宝さがし、ラムネ早飲み、水カーリングなど）を開催。
予算：平成24年度 250万円
- ii) 事業名：「虹色のまちづくり推進事業」 担当課：地域振興課 協働形態：実行委員会
事業概要：ウォークラリー（しまめぐり双六 in 高島） 日時…H24年10月14日（日）
場所…高島島内 内容…高島の主要スポットを記載したマップを基に双六の要領で巡り、ゴールを目指す。
予算 平成24年度950万円 平成25年度70万円

【伊王島】

- i) 事業名：「伊王島フェスタ」 担当課：地域振興課 協働形態：実行委員会
事業の相手方：伊王島フェスタ実行委員会

事業の概要：伊王島のまちおこしのためのイベントを開催することで、交流人口の拡大により地域の活性化を図ることを目的とする。

H24. 9 浜辺で遊ぼう in 伊王島

H24. 10磯あそび体験 H24. 12きらきらイルミネーション聖夜の出会い

H25. 3 伊王島をさるく（※H23まではさるく観光課が所管）

予算：平成22年度～平成24年度 毎年100万円

【池島】

i) 事業名：「池島産業遺産活用事業」 担当課：地域振興課 協働形態：実行委員会

事業の概要：炭鉱閉山10周年記念事業「ステップUP 池島まつり」 日時…H23年10月29日（土）、10月30日（日） 場所…池島開発総合センター前広場、池島炭鉱坑道他内容…トロッコ人車、少年ソフトボール大会、写真コンテスト、10周年植樹式 等

予算 平成23年度 400万円

（2）地域おこし協力隊員の活動状況

2012（平成24）年度現在、長崎県での地域おこし協力隊員の受入れ人数は15名に達する⁽⁸⁾。そのうち、高島・伊王島・池島にもそれぞれ1名ずつの協力隊員が配置されている。それぞれの活動内容をまとめると次のように整理できる。

1) 高島地区

ア 地域の人・地理・長所・短所など把握。地元への入り込み

イ 海だけでない高島をPRするために、市民農園6区画をすぐに使用できるような状態に整備し、白菜・麦などをつくる

ウ 地元開催イベント「アートプロジェクト」や「まちあるき双六 in 高島」などへの協力

エ 高島で合宿やイベントなどを行ってもらえるような団体等（ダンス教室等）との関係構築

オ ツーリズム団体「やったらう de 高島」協力

2) 伊王島地区

ア 各種イベント「伊王島フェスタ等」の支援、実施

イ 子どもを対象としたイベント「スポーツ鬼ごっこ」の実施

ウ 伊王島の魅力情報発信の準備

エ 本のリサイクル・リユース事業の準備

オ 新たな地域おこし団体「NPO 長崎アイランドアクト3」の立ち上げ支援

3) 外海（池島）地区

ア 地域の人・地理・長所・短所など把握。地元への入り込み。

イ 池島炭鉱を中心に池島の情報発信のためのブログ『九州最後の炭鉱「池島」より』、ネットサイト『ようこそ炭鉱体験「池島」へ』を作成。（池島にふれるきっかけづくり）

- ウ 地元開催イベント「ステップUP 池島まつり」、「釣大会」への協力
- エ ツーリズム団体「ステップUP 池島研究会」支援
- オ 公衆無線LANの普及（wi-fi環境の整備。池島開発総合センターにソフトバンク wi-fi スポット設置、今後拡大予定）

（3）場づくり支援の問題点

これまで長崎における地域振興策および、それに関連した実践を行っている地域おこし協力隊の現状について把握してきた。ここでは現在、場づくり支援の核となっている地域おこし協力隊の活動からみえてくる問題点について指摘しておきたい。まず第1に、地域おこし協力隊に対する地域の受入れ意識に格差が生じていないかという点である。実際に、隊員へのヒアリングによれば、ある意味外様である隊員の受入れに関して、時間を要した地域もあったという。また隊員の活動内容が十分に地域住民に理解されていない側面も否定できない。こうした地域住民の受入れ体制がどの程度事前に整備されているかによって、隊員によるその後の活動に少なからず影響を及ぼすものと考えられる。

第2に、隊員の身分保障の問題である。長崎市の場合、隊員は長崎市の非常勤特別職として任用され、任用期間は最長で3年間となっており、毎年3月に継続任用について市が判断することとされている。さらに総務省「平成24年度・地域おこし協力隊設置状況」によれば、隊員の年齢構成をみると男性の約7割近くが30歳代までの若年層で、女性では約9割が30歳代までの世代となっている。これは、雇用期間が定められた雇用形態であるために、比較的若い年齢層に応募が集中しがちになることは否定できない。これらの隊員が地域に根付いて地域住民と信頼関係を構築し、共に地域の課題に取り組んでいく期間として3年間は決して長くないと考えられる。もちろん、任用期間が過ぎ、そのまま引き続きその地域に定住する可能性も考えられるが、その場合には安定した職がその地域にあるかどうか重要な鍵になる。したがって、隊員の雇用を今後どのような形で保障していくのか、地域の活性化問題とともに検討すべき課題であろう。

おわりに

筆者が炭鉱離島の研究を始めて早7年が経とうとしている。7年前にはこの地域をどのように活性化していくのか、その問題意識は行政・地域住民・筆者を含む研究者それぞれが抱えていた。特に炭鉱文化が長年根付いてきた土地にあっては、企業城下町としての性格が強く、炭鉱閉山に伴い企業がその地域から撤退すると、残された住民たちは互いのネットワークをどのような形で築いていけばよいのか、方法手段が分からなかったと考えられる。さらに行政にとっても、市町村合併によって地域住民の声が合併前よりも届けにくくなったことによって、地域住民の実態を十分に把握できていなかった側面があったと推測される。

この状況のなか、国は地域活性化の柱として、場づくり支援として地域おこし隊を創設し、全国の過疎地に配置させることとなった。離島の数が多い長崎県は九州でももっとも多くの隊員を受け

入れた。筆者がこれまで調査をしてきた高島・伊王島・池島にもここ数年で1名ずつの隊員が配置され、現在は地域活性化のためにさまざまな取組みを行っている。

今後はこの地域おこし協力隊がその土地に根差し、地域住民との信頼関係を構築しながら社会資源を開発し、あるいは現在NPO法人による3島（高島・伊王島・池島）の地域活性化事業のように行政と民間が協働で地域を盛り上げていく姿勢が問われてくることになろう。これまでのような企業の社会進出や公共事業のような地域活性化ではなく、人々に焦点をあてた「まちづくり」こそがいま求められていると思われる。

注

- (1) これまでの研究成果については、小川直樹・川崎孝明『炭鉱離島の高齢者 その福祉と生活課題—生活史・現地調査の共同研究分析—』（創言社、2013年）を参照されたい。
- (2) 長崎市伊王島については、2011年3月に伊王島大橋の完成によって現在では離島指定地域から除外されている。しかし、本研究では高島・伊王島・池島の旧炭鉱地域を調査対象とし現在でも定期的に訪問していることから、法律上離島指定地域ではない伊王島も本稿では取り扱うこととする。
- (3) 国土交通省国土政局「離島振興法の改正について」『季刊しま』No. 231（2012年）29頁以下。
- (4) 吉村輝彦「「場づくり」の理論と方法」『福祉社会の開発～場の形成と支援ネットワーク～』第3章（ミネルヴァ書房、2013年）52頁。
- (5) 吉村・前掲書53頁。
- (6) 詳しくは、総務省「地域の元気創造本部」ホームページを参照。
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/chiiki_genki.html
- (7) 総務省「地域おこし協力隊」ホームページを参照。
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/02gyousei08_03000066.html
地域協力活動の具体例としては次のようなものが挙げられている。
 - ・地域おこしの支援（地域行事やイベントの応援、伝統芸能や祭の復活、地域ブランドや地場産品の開発・販売・プロモーション、空き店舗活用など商店街活性化、都市との交流事業
 - ・教育交流事業の応援、移住者受け入れ促進、地域メディアなどを使った情報発信等）
 - ・環境保全活動（不法投棄パトロール、道路の清掃等）
 - ・住民の生活支援（見守りサービス、通院・買物のサポート等）
 - ・その他（健康づくり支援、野生鳥獣の保護管理、有形民俗資料保存、婚活イベント開催 等）
- (8) 「平成24年度・地域おこし協力隊設置状況」によれば、全国で隊員の数は617名おり、そのうち九州管内でみると、もっとも多いのが長崎県（15名）で、次いで鹿児島県（9名）、大分県（8名）の順になっている。詳しくは、総務省「地域力創造グループ」ホームページを参照。http://www.soumu.go.jp/main_content/000219116.pdf

※本研究は科研費研究助成・基盤研究C（課題番号24500900：代表者 赤星礼子）の研究成果の一部である。

（おがわ なおき：人間科学科 人間関係専攻 教授）
（かわさき たかあき：尚絅大学短期大学部 准教授）